

# 最近における企業収益と労働分配率

荒井晴仁

## 目次

はじめに

### I 企業収益の「V字回復」とその要因

- 1 分析の枠組
- 2 平成バブル崩壊後の企業収益
- 3 会計基準の変更等が収益指標に与える影響

### II 労働分配率の検証

- 1 法人企業統計による労働分配率の計測
  - 2 労働分配率と実質賃金・労働生産性
- おわりに

はじめに

我が国経済は、平成14年2月から続く景気回復が5年目を迎え、いざなぎ景気<sup>(1)</sup>に次ぐ、戦後2番目の長期拡大が続いている。平成バブル崩壊後、我が国経済の重石となってきた企業部門における雇用・設備・債務の「三つの過剰」の調整は平成17年の半ばまでにほぼ完了し、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で、景気の状態を「"バブル後"を抜け出した日本経済」と評した。

復調が著しい法人部門の経常利益は、平成16年度に平成バブル期のピークを上回り、平成17年度も4年連続の増益が見込まれている。その結果、法人部門では、全体として、キャッシュフロー(現金収支)が設備投資を上回り、貯蓄超過(資金余剰)が生じている。

しかし、企業収益の回復のうち労働分配率の低下による分は、パイ(付加価値)の分け方を変更したことによるもので、必ずしもパイが拡

大したことによるものではない。

今後、欧米諸国のみならず、東アジア諸国との国際競争が激化するなかで、現在の好調を中長期的に維持していくには、我が国の労働生産性を高めていくことが不可欠である。

本稿は、景気回復の「持続可能性」を問う観点から、第I章で、通常、分析対象とされることの比較的少ない特別損益や繰延税金資産の動向を含め、最近における企業収益の特徴を整理する。第II章では、企業収益回復の背後で同時に進行している労働分配率の低下について、労働生産性との関連で、長期的視点から考察する。

### I 企業収益の「V字回復」とその要因

本章では、近年における企業収益の「V字回復」の要因を、財務省「法人企業統計(年次別調査)」を用いて分析する。

#### 1 分析の枠組

「法人企業統計」には、年次別調査(以下、

(1) 昭和40年11月～45年7月(57か月)。

「年報」という。)と四半期別調査(以下、「季報」という。)がある。

「年報」の調査対象は金融・保険業を除くすべての営利法人で、調査の周期は年1回であり、また、「季報」の調査対象は金融・保険業を除く資本金1千万円以上の営利法人で、調査の周期は四半期である。

このうち、企業収益の分析には、速報性が高く、四半期で計数が得られる「季報」が利用されることが多い。例えば、内閣府『平成17年度年次経済財政報告』では、作成時点では前年度の「年報」が利用できないこともあって、「季報」を利用して平成16年度までの企業収益の分析が行われている。

しかし、「季報」で調査される計数は、四半期ごとの仮決算であって、経常損益以下の、特別損益、法人税等、当期純利益(最終損益)等の項目に関しては、確定決算を調査する「年報」でしか計数を得ることができない。

本稿では、「年報」を利用することにより、こうした経常損益以下の項目を含め、分析を行う。また、「年報」を補完するものとして、NEEDS-Financial QUEST(日本経済新聞社の総合経済データベース・システム)の企業財務デー

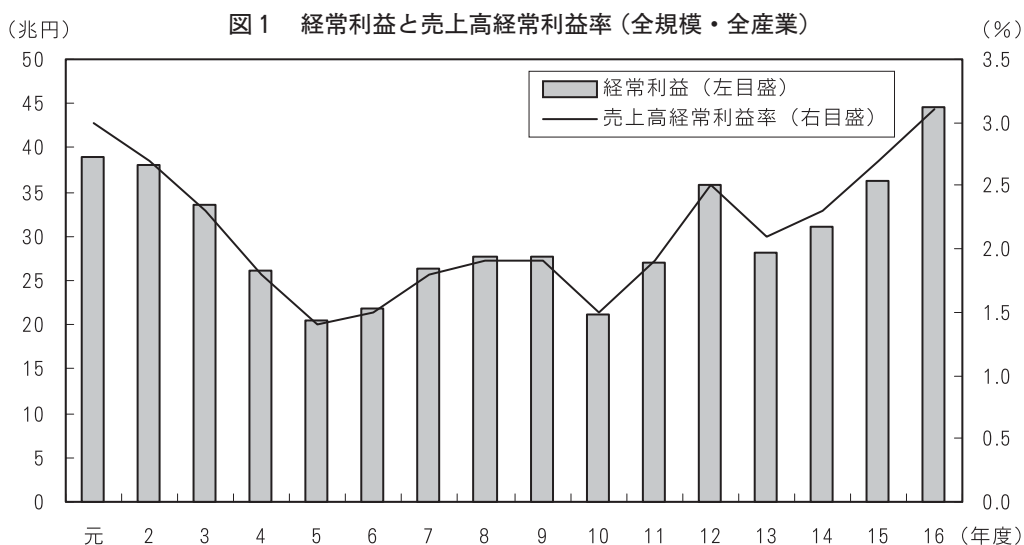
タを利用する。

なお、企業決算には「単体」と「連結」があるが、「年報」は単体決算の調査であり、本稿でも、特に断らない限り、単体決算を分析の対象とする。現在では、連結売上高の過半を海外事業部門に依存する法人も多く、投資家情報としては連結決算がより有用である場合が多いが、企業収益を国内の設備投資や雇用との関係で論じる上では、単体決算の分析になお重要な意義があると考えられる。

## 2 平成バブル崩壊後の企業収益

「年報」によれば、平成16年度の全産業の経常利益は前年度比23.5%増(45兆円)と3年連続で増加し、平成バブル期のピーク(平成元年度:39兆円)を上回って、過去最高を記録している(図1)。また、全産業の売上高経常利益率も3年連続で上昇し、平成16年度は3.1%と、昭和48年度(3.6%)以来の高い水準を記録している。

企業の増益基調は平成17年度も継続し、日本経済新聞社の調べでは、上場企業の平成18年3月期の連結経常利益は20.0%増と、3期連続で過去最高を更新したものと見込まれている<sup>(2)</sup>。



(出典) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計年次別調査 時系列データ」  
[http://www.fabnet2.mof.go.jp/nfbsys/Nennhou\\_oy.htm](http://www.fabnet2.mof.go.jp/nfbsys/Nennhou_oy.htm) より作成。

(2) 「上場企業3年連続最高益」『日本経済新聞』2006.5.11.

図1には、平成バブル崩壊後、企業収益でみた3回の景気回復<sup>(3)</sup>が描かれている。経常利益、売上高経常利益率でみると、前2回は回復が途中で頓挫したのに対して、今回は「バブル後を抜け出した」ことがわかる。しかし、以下で述べるように、経常利益でみた増益基調が続く一方で、巨額の特別損失の計上が続いており、企業の財務体質の回復は必ずしも完全ではない。

### (1) 主な利益指標の比較

企業収益の指標として、伝統的に最も重視されているのは、図1に示した経常損益である。経常損益は、主たる営業活動の損益を示す営業損益と、それに伴う金融収支を示す営業外損益を合計したものである。

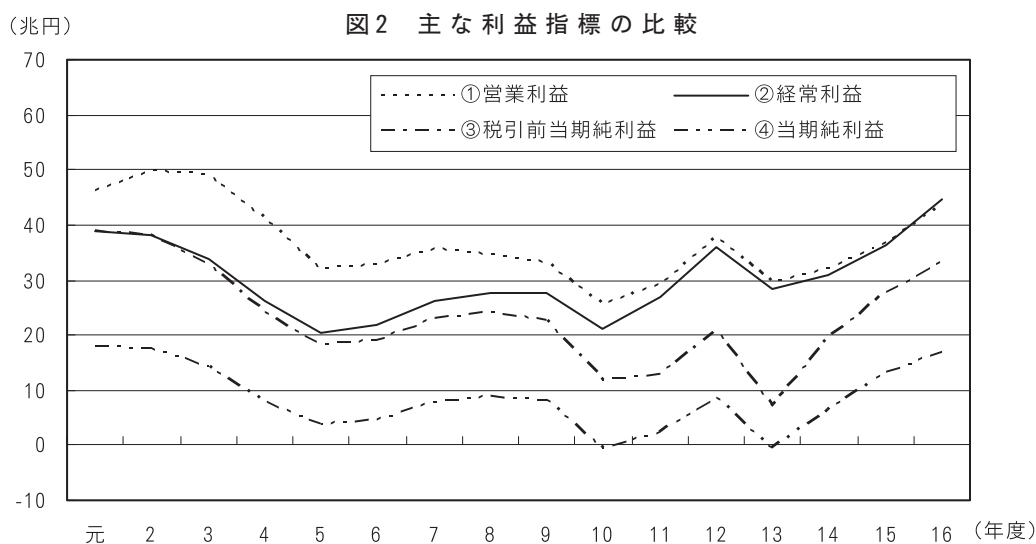
経常損益が、各事業年度における経常的な企業活動によって生じた損益を表すのに対して、臨時に生じた損益は、特別損益として経常損益とは区別される。しかし、経常損益も特別損益

も、企業活動の結果生じた損益であることには変わりはなく、両者の合計として、税引前当期純利益が定義される。さらに、株主配当や役員報酬など利益処分の源泉となるのは、税引前当期純利益から法人税等を控除した税引後の当期純利益（最終利益）である。

図2は、「年報」を用いて、平成元年度以降について上記4つの利益指標、すなわち、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、及び、当期純利益を比較したものである。

まず、① 営業利益と② 経常利益を比較すると、わが国の法人企業では、全体として、伝統的に借入金の利払いを含む営業外収益がマイナスとなることから、経常利益が営業利益を下回ってきた。しかし、図2でみるように、平成バブル崩壊後は、経常利益と営業利益の差が次第に縮小し、平成16年度にはわずかではあるが、経常利益が営業利益を上回っている。

次に、② 経常利益と ③ 税引前当期純利益を比較すると、平成バブル崩壊後、税引前当期純



(出典) 図1に同じ。

(3) 内閣府「景気基準日付」は以下のとおり。

<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/011221hiduke/betsuhyou2.html>>

第11循環 谷：昭和61年11月 山：平成3年2月（拡張期間51か月）

第12循環 谷：平成5年10月 山：平成9年5月（拡張期間43か月）

第13循環 谷：平成11年1月 山：平成12年10月（拡張期間21か月）

第14循環 谷：平成14年1月

利益が経常利益を下回るようになり、特に平成10年度以降は両者の乖離が10～20兆円の巨額に上っている。

第三に、③ 税引前当期純利益と④ 当期純利益を比較すると、税引後の利益の方が小さくなるのは当然として、当期純利益は4つの利益指標のなかで最も水準が低く、前2回の景気の谷である平成10年度と平成13年度にはマイナスに陥っている。

どの利益指標を重視するかで、政策判断には微妙な違いが生じ得る。例えば、日本銀行は、平成12年8月にゼロ金利政策を解除した際、企業収益の回復が時間を置いて家計所得に波及するという、いわゆる「ダム論」を唱えた<sup>(4)</sup>。図2でみると、たしかに平成12年度の経常利益は、平成バブル崩壊前の水準にほぼ並ぶまでに回復していたが、当期純利益は低迷を脱しておらず、少なくとも事後的に見て、「ダムに穴が開いている」と評される状況であったことがわかる。

以下においては、営業損益、営業外損益、特別損益等について、順次、最近の特徴を整理する。

## (2) 営業利益

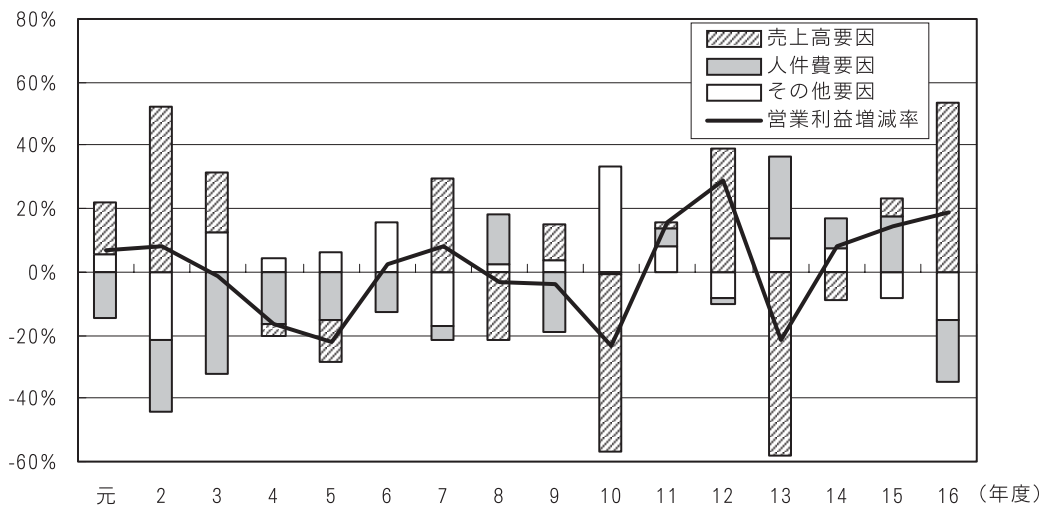
営業利益(図2④)は平成バブル崩壊により、平成2年度の49.7兆円から平成10年度には25.3兆円と、ほぼ半減したが、平成16年度には43.6兆円と、平成2年度のピークに迫りつつある。

### (営業利益の要因分解)

営業利益は、「売上高」から、営業費用である「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を控除したものである。ここで、営業費用は、概念上、売上高に比例して増減する「変動費」と、売上高に関係なく一定額生じる「固定費」に分けて考えることができる。「変動費」と「固定費」に必ずしも定まった経費区分はないが、ここでは、売上原価を「変動費」、また、「販売費及び一般管理費」を「固定費」として区分し、さらに、「固定費」を「人件費」とそれ以外の「その他固定費」に分けて、営業利益の増減に対する各要因の寄与を計算する。

図3にみられるように、平成バブル崩壊後の特徴のひとつは、売上高が減少することが必ずしも珍しいことではなくなっていることである。それでも、景気後退期(平成5、10、13年度)に

図3 営業利益増減率の要因分解<sup>(5)</sup>



(出典) 図1に同じ。

(4) 例えば、日本銀行「ゼロ金利政策解除の背景と今後の金融政策運営—2000年9月28日・熊本県金融経済懇談会における田谷審議委員挨拶要旨」2000.9.28. <<http://www.boj.or.jp/type/press/koen/ko0009d.htm>>

売上高要因が営業利益の減少に寄与し、景気回復期（平成7、12、16年度）には売上高要因が営業利益の増加に寄与しており、売上高要因が営業利益変動の主因であることは変わりがない。

こうしたなかで、人件費は、平成10年度までほぼ一貫して増加し、営業利益の減少に寄与した後、平成13～15年度に減少し、営業利益の増加に寄与している。

売上高が減少しても、従業員を解雇し、賃金を下げることは難しい。そのため、企業は、景気が比較的短期に回復することを期待して、雇用・賃金を維持してきた<sup>(6)</sup>。しかし、景気が長期にわたって低迷を続け、「過剰雇用」が企業の存続を危うくするに至って、企業はリストラを本格化させた<sup>(7)</sup>。

図3では平成16年度には人件費が増加に転じている<sup>(8)</sup>。しかし、それに先立つ3年間の削減の結果、平成16年度の人件費総額は平成4年度以降で最も低く、そうしたところに、景気回復による売上高の増加が生じて、営業利益の大幅な増加が実現された。

### (3) 営業外損益

次に、図2における①営業利益と②経常利益の差である営業外収益についてみる（図4）。

一般に、企業活動に伴う金融費用を反映して、営業外損益は伝統的にマイナスであり、平成バブル崩壊後も、営業外損益のマイナス幅は15兆円超にまで広がった。しかし、その後、営業外損益のマイナス幅は次第に縮小し、平成16年度にはわずかではあるがプラスに転じている。これは、この間の金利の低下に加え、企業が有利子負債の圧縮を進めた結果、支払利息等の金融費用が大幅に削減されたためである（負債圧縮には、債務免除、貸倒、いわゆる「貸し渋り」等によるものが含まれ得る）。

### (4) 特別損益

図5は、図2の②経常収益と③税引前当期純利益の差である特別損益を、特別利益と特別損失に分けてみたものである。

平成バブル崩壊後の企業収益のひとつの大きな特徴は、巨額の特別損失が継続的に発生していることである。特別損益は、本来、経常的な

(5) 費用を変動費と固定費に、さらに、固定費を人件費とその他固定費に分解する。

$$P = S \cdot (1 - \alpha) - (W + F)$$

P：営業利益

S：売上高

$\alpha$ ：変動費比率（売上原価／売上高）

W：人件費（役員給与、従業員給与、福利厚生費の合計）

F：その他固定費（人件費を除く販売及び一般管理費）

ここで、前年差をとると、

$$\begin{aligned} P - P_{-1} &= S \cdot (1 - \alpha) - S_{-1} \cdot (1 - \alpha_{-1}) - (W - W_{-1} + F - F_{-1}) \\ &= \underbrace{(S - S_{-1}) \cdot (1 - \alpha_{-1})}_{\text{売上高要因}} - \underbrace{(W - W_{-1})}_{\text{人件費要因}} - \underbrace{\{S \cdot (\alpha - \alpha_{-1}) - (F - F_{-1})\}}_{\text{その他要因}} \end{aligned}$$

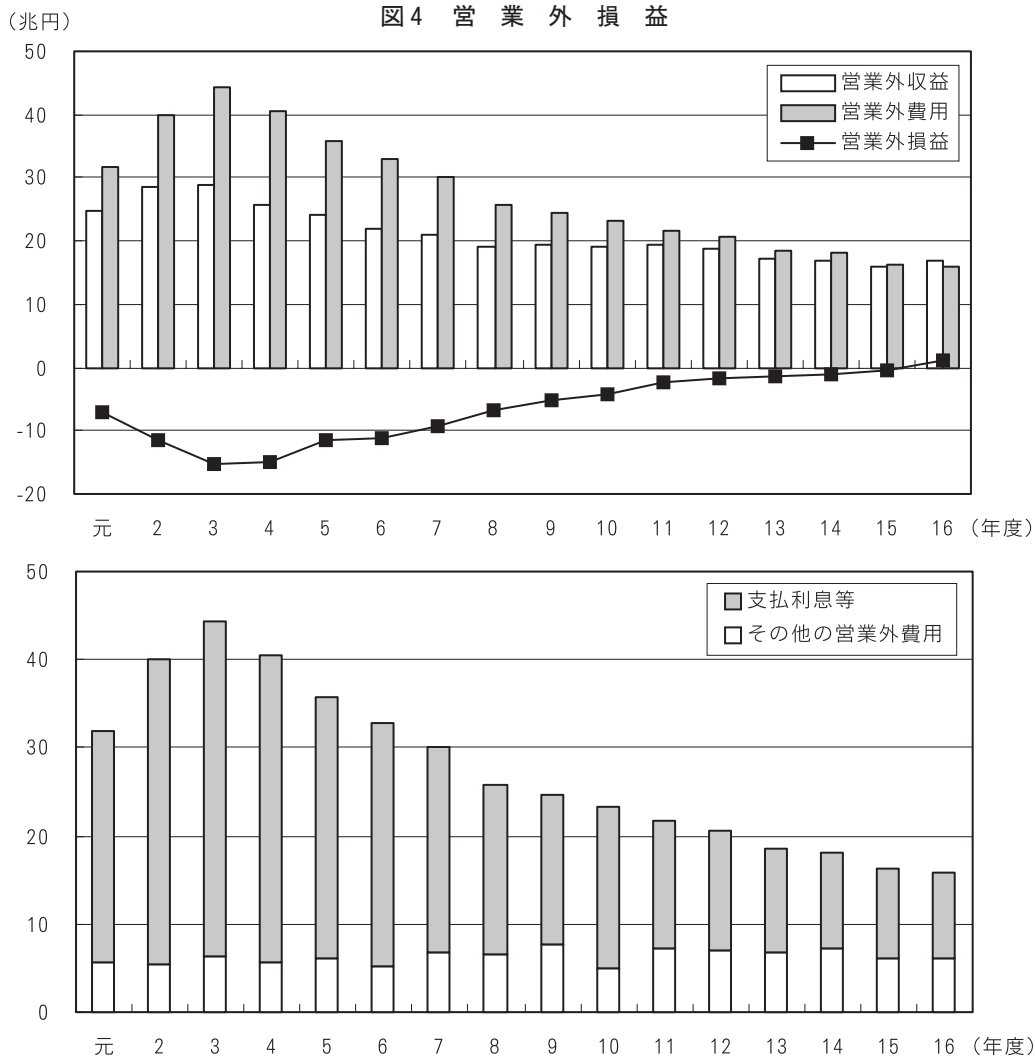
図では各要因の寄与を、前年度の営業利益に対する比率で示している。

なお、この要因分解の方法は、内閣府『平成17年度年次経済財政報告』（第1-1-6図(2)）に倣ったものである。ただし、同報告が「季報」を用いているのに対して、本稿は「年報」を用いているため、結果が異なり得る。

(6) このほか、平成バブル崩壊後に人件費が増加した背景として、労働時間の短縮を挙げることができる。（ただし、これに対しては、サービス残業を含めれば労働時間は減少していないとの反論があり得る。）

(7) 企業がリストラを本格化させた時期を一概に特定することは難しいが、労働力調査による雇用者数（全産業）は、平成9年まで増加を続けた後、平成10年に減少に転じている。

(8) 「季報」では、人件費は平成12～14年度に減少した後、平成15年度以降、増加に転じている。この点、「年報」と「季報」では結果が異なる。



(出典) 図1に同じ。

企業活動によらない、臨時の損益であり、企業収益の分析では、こうした一時的要因は分析の対象外とされることが多い。しかし、図5に示すように、特別損益のマイナス幅は、平成バブルの崩壊とともに拡大し、平成13年度には20兆円を超して、図2に示したように、平成10、13年度に当期純利益がマイナスに落ち込む大きな要因となった。特別損益のマイナス幅は、平成13年度をピークに、以後、頭打ちとなっているが、平成16年度においてもなお、ネットで10兆円を超える損失が計上されている（特別損失25兆円強、特別利益14兆円弱）。

平成バブル崩壊後に特別損益のマイナス幅が拡大したのは、時価主義・発生主義に基づく一

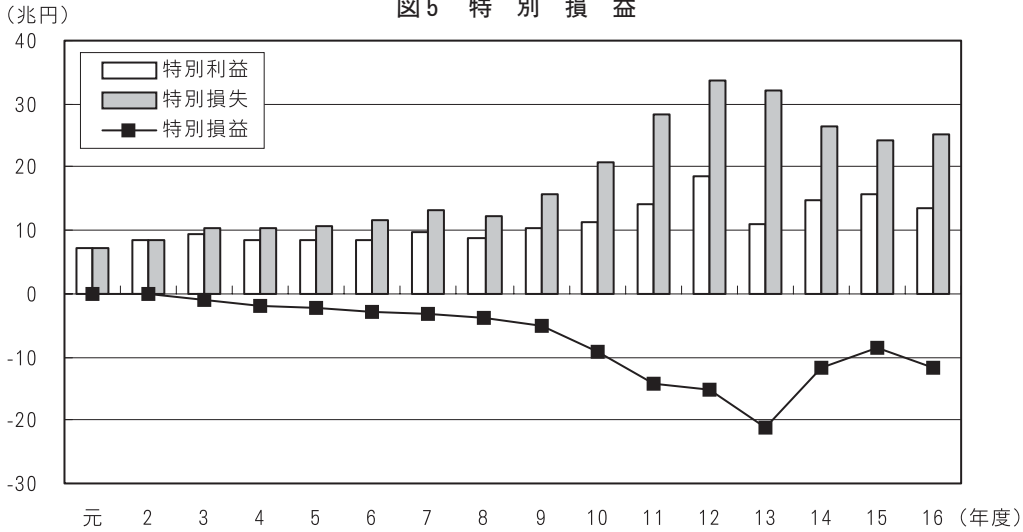
連の新会計基準の適用により、企業が保有資産に生じた含み損や将来債務を財務諸表に計上し、損失処理を行う必要に迫られたためである。

日本経済研究センターは、平成12年度までの「年報」に基づく企業収益の分析において、「企業は会計上で当期純損失にならないように、会計制度の変更から生じる当期純利益のかさ上げ分の範囲内で、含み損を抱えた資産の処理や人員削減などのリストラによる特別損失を計上したことが考えられる。このことは、企業が段階的に特別損失を計上しており、企業収益は当面、低迷し続ける可能性があることを示唆している。」<sup>(9)</sup>と述べている。

幸いにして、その後、企業収益は平成13年度

(9) 日本経済研究センター・金融研究班『政府・企業・銀行部門の信用力』（日本金融研究6）2002, p.16.

図5 特別損益



(出典) 図1に同じ。

をボトムに回復に転じたが、平成16年度においてもなお巨額の特別損失が計上されていることは、企業の財務体質の回復がまだ完全ではないことを示している。(平成17年度には固定資産の減損会計が強制適用を迎え、企業決算への影響が注目されている。)

(5) 法人税等

最後に、図2の③税引前当期純利益と④当期純利益の差(以下、「法人税等」という。)についてみる(図6)。「法人税等」に含まれるのは、従前は法人税及び法人住民税であったが、平成10年度に事業税の表示区分が変更されて以後は、所得課税の事業税が含まれ、さらに、税効果会計が適用されて以後は「法人税等調整額」が含まれている。

法人税等は、平成元年度には20兆円を超えていたが、平成13年度には8兆円を下回るまでに減少した。その後、法人税等は平成16年度に16兆円弱まで回復しているが、その水準は、なお平成バブル期を大幅に下回っている。これは、基本的には、図2に示した税引前当期純利益の

動きを反映しており、特別損失が課税所得を侵食しているためである。

ここで、税引前当期純利益に対する法人税等の比率(マクロの平均税率)を求めてみると、平成5、10、13年度にピークがあり、特に平成10、13年度には100%を超える高い比率となる一方、平成14年度以降は平成初期に並ぶ水準に低下している。(図7)

このようにマクロの平均税率(法人税等/税引前当期純利益)が大きく変動するのは、赤字法人が存在するためである。すなわち、法人のなかに黒字の法人と赤字の法人の両方が存在する場合、法人の税引前所得を合計すると黒字額マイナス赤字額となるが、法人税等は黒字額に対して課税されるために、マクロの平均税率は実際の税率より高くなる<sup>(10)</sup>。また、マクロの平均税率は、黒字額に対する赤字額の割合の変化に応じて、景気後退期に上昇し、景気回復期に低下する性格を持つ。

同時に、この間の法人税率及び法人事業税率の引下げも、マクロの平均税率の低下に寄与している(表1)。

(10) 黒字法人の黒字額をA、赤字法人の赤字額をB、また、法人税率をtとして、マクロの平均税率は、

$$\frac{t \cdot A}{A - B} = \frac{t}{1 - B/A} > t$$

となる。

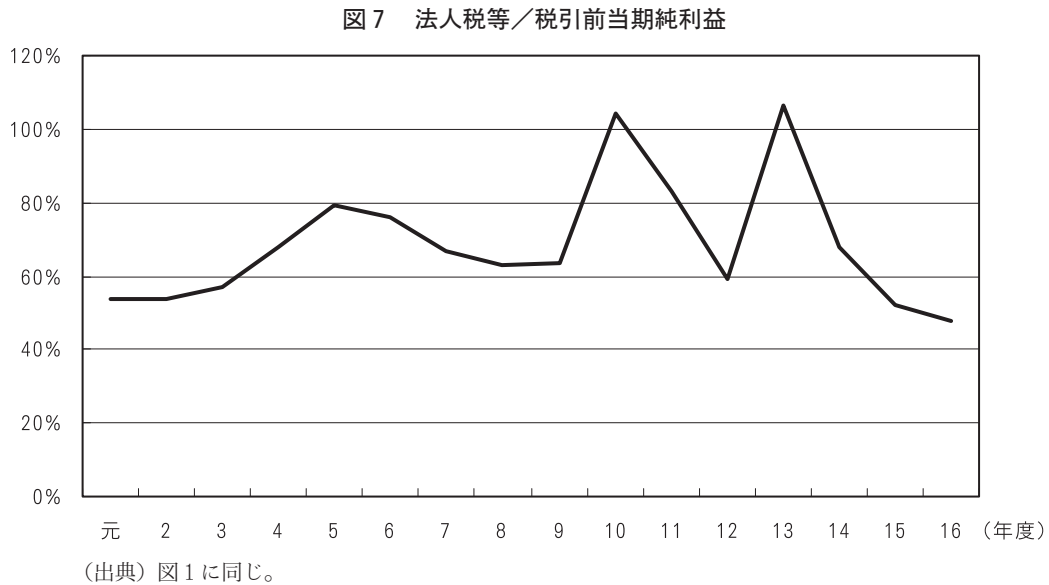
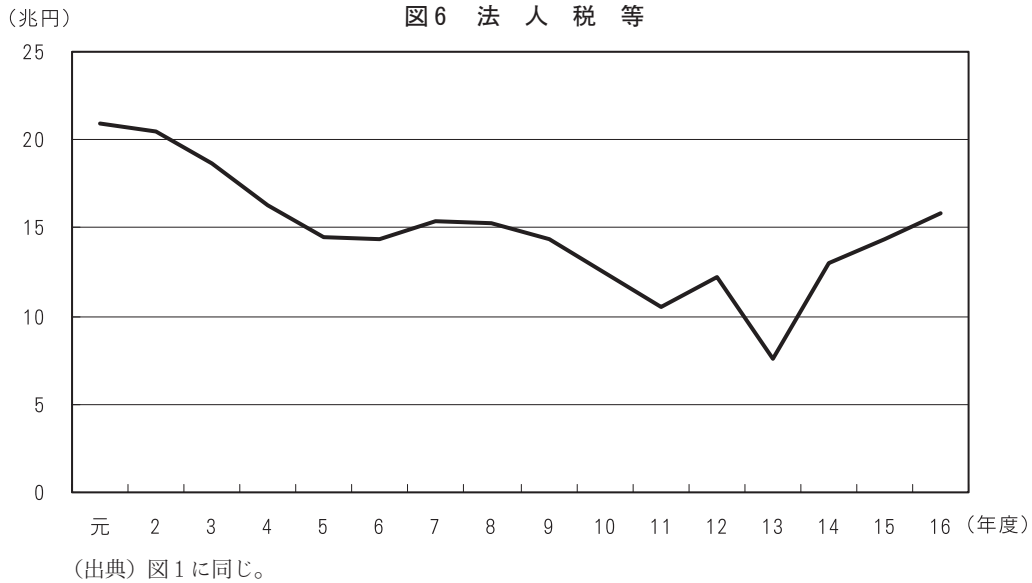


表1 法人税等の税率(平成元年度以降)

	法人税 <sup>(1)</sup>	住民税 <sup>(2)</sup>		事業税 <sup>(3)</sup>	実効税率 <sup>(4)</sup>
		道府県	市町村		
平成元年4月1日～	37.5%	5.0%	12.3%	12.0%	49.99%
平成10年4月1日～	34.5%	〃	〃	11.0%	46.36%
平成11年4月1日～	30.0%	〃	〃	9.6%	40.87%
平成16年4月1日～	〃	〃	〃	7.2%	39.54%

- 注(1) 普通法人に対する基本税率  
 (2) 法人税割の標準税率  
 (3) 普通法人に対する所得割の標準税率  
 (4) 実効税率 = {法人税率 × (1 + 住民税率) + 事業税率} / (1 + 事業税率)

(出典) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』636号, 2005.4. <<http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g636/636.htm>> ; 総務省自治税務局『平成18年度地方税に関する参考計数資料』2006.2. <[http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei\\_seido/pdf/ichiran06\\_h18.pdf](http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/pdf/ichiran06_h18.pdf)> より作成。



したがって、例えば、「季報」を利用してキャッシュフローを求める際に、実効税率を0.5として、税引後の当期純利益を「経常利益×0.5」で求めることがあるが<sup>(11)</sup>、こうした手法は、特別損益やマクロの平均税率の変化を考慮しない簡便計算であって、必ずしも正確なものでないことに注意する必要がある<sup>(12)</sup>。

#### (6) まとめ

ここまでの議論をまとめておく。i) 平成バブル崩壊後、景気が悪化するなかで人件費が増加を続け、営業利益が大幅に減少したが、平成14、15年度に企業のリストラが急速に進展し、人件費が削減されると、営業利益は回復に転じ、平成16年度には売上高の回復も加わって、営業利益は前回ピーク（平成2年度）の水準に迫りつつある。ii) この間、金利の低下や企業による有利子負債の圧縮の結果、営業外損益は著しく改善しており、このため、経常利益は営業利益以上に回復して、平成16年度までに前回ピークを上回っている。iii) 平成バブル崩壊後の特徴として、巨額の特別損失の継続が指摘される。ネットの特別損失は、平成13年度をピークに、以後は頭打ちとなっており、このため、税引前当期純利益は営業利益や経常利益を上回るテンポで回復している。iv) しかし、平成16年度においても、特別損失はグロスで25兆円、特別利益で相殺したネットでも10兆円を超えており、企業の財務体質の回復がまだ完全ではないことを示している。v) 法人税等は、平成14年度以降、増加に転じているが、特別損失が税引前当

期純利益を押し下げていることを主因に、その水準は平成バブル期をなお大幅に下回っている。

### 3 会計基準の変更等が収益指標に与える影響

我が国では、国際会計基準との調和を目指して平成8年に「会計ビッグバン」が提唱されて以後、連結会計、税効果会計、金融商品の時価会計、販売用不動産の時価会計、退職給付会計、固定資産の減損会計等の新会計基準が、順次、適用されてきている。

平成バブル崩壊後の巨額の特別損失は、これら新会計基準の適用と深く関係するものであるが、損失処理に際して、将来の税効果を見込むことによって、企業会計上の資産及び収益がかさ上げされることが指摘されている。

本節では、会計基準の変更等が収益指標に与える影響について、最近の状況を含めて整理する。

#### (1) 事業税の表示区分の変更及び外形標準課税の導入

深尾光洋・日本経済研究センターは、法人企業の営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、平成10年度以降は平成10年度以前に比べ、事業税分だけ過大に評価されていることを指摘している<sup>(13)</sup>。

企業会計では、事業税は、従前は、固定資産税などとともに「販売費及び一般管理費」として、営業費用に計上されていたが、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」という。）の改正により、

(11) 例えば、内閣府『平成17年度年次経済財政報告』（第1-1-8図(3)）

<<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-1-1-083z.html>>; 中小企業庁『2006年版中小企業白書』（第1-1-24図）<[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h18/H18\\_hakusyo/h18/html/i1130000.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h18/H18_hakusyo/h18/html/i1130000.html)>。

(12) 企業会計上、キャッシュフローには「営業キャッシュフロー」、「投資キャッシュフロー」、「財務キャッシュフロー」の3つがあるが、一般に、当期純利益（最終損益）に、実際の支払を伴わない費用である減価償却費を加えた「営業キャッシュフロー」を、単に「キャッシュフロー」と言い、また、これから設備投資額を差し引いたものを、「使途が自由である」意味で「フリー・キャッシュフロー」と言う。キャッシュフロー計算書では、資金の出入を「現金主義」で計上するため「発生主義」の計数は、所要の調整が必要となる。

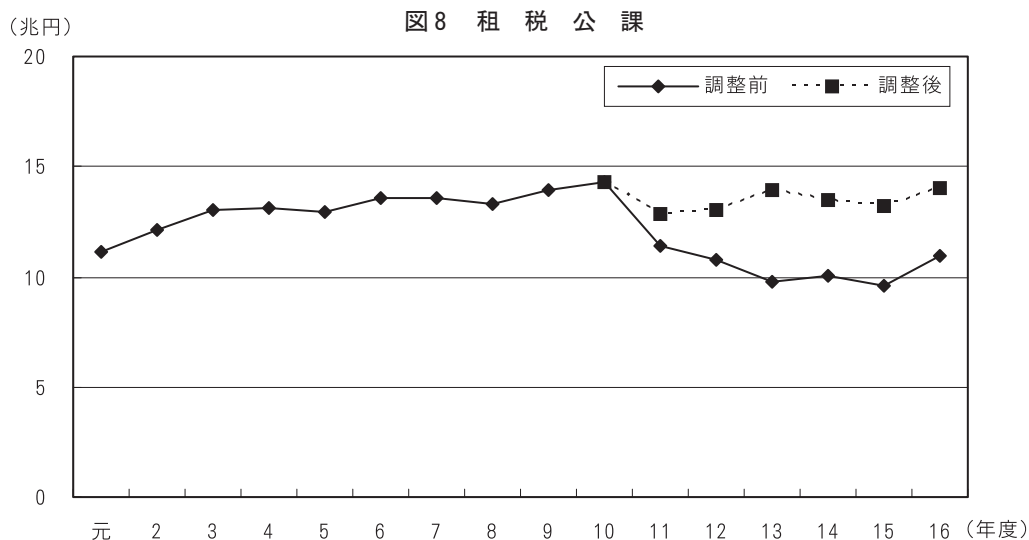
(13) 深尾光洋・日本経済研究センター編『検証・日本の収益力』中央経済社、2004、pp.7-8。

法人の利益に関連する金額を課税標準とする事業税については、平成10年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税や住民税と同様に、税引前当期純利益から控除することとされた<sup>(14)</sup>。すなわち、法人企業の営業利益は、変更前は事業税抜きで表示されていたものが、変更後は事業税込みで表示されている。

また、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円超の法人を対象に事業税に外形標準課税が導入された。総務省によれば、新税制は全体では税収中立で、平成3～12年度の平均税収（大企業分）の4分の1に相当する約5,100億円（全国）分が従来の所得に代え

て付加価値割・資本割で納付されると見込まれている<sup>(15)</sup>。企業会計では、このうちの外形課税である付加価値割と資本割は、原則として「販売費及び一般管理費」として「営業費用」に計上し、一方、所得割は「法人税、住民税及び事業税」に計上することとされている<sup>(16)</sup>。

図8は、事業税の表示区分の変更及び外形標準課税の導入による影響額（筆者による試算）を、「年報」の「租税公課」に上乗せする形で示したものである<sup>(17)</sup>。経常利益等の指標を時系列で比較する場合、厳密に言えば、この影響額を調整する必要がある。



(注) 「調整前」は「年報」の公表計数。「調整後」は事業税の表示区分の変更及び外形標準課税の導入による影響額を上乗せした計数。

(出典) 財務省「法人企業統計年報」；同「平成12年度会計基準等変更に伴う法人企業統計記入内容変更状況調査」<sup>(18)</sup>；総務省『地方財政統計年報』；同『平成16年度地方財政計画』等に基づき筆者試算。

(14) 表示区分変更の対象は、正確には「法人の利益を課税標準とする事業税」であり、個人事業税、また、法人のうち収入金額を課税標準とする電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種についての表示方法は従前通りで変更がない。

(15) 総務省「法人事業税における外形標準課税について」  
<[http://www.soumu.go.jp/czaisei/news/030724\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/czaisei/news/030724_1.html)>

(16) 企業会計基準委員会「法人事業税の外形標準課税部分の損益計算書上の表示に関する実務上の取扱い（実務対応報告第12号）」2004.2.13.

(17) 図では、調整後においても平成11年度にやや大幅な減少がみられているが、これは、平成11年度に実施された法人事業税5,233億円の恒久的な減税を反映したものと考えられる。

(18) 「法人企業統計年報特集（平成12年度）」『財政金融統計月報』592号，2001.8，pp.12-19.  
<[http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g592/592\\_00d.pdf](http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g592/592_00d.pdf)>

## (2) 税効果会計

税効果会計とは、企業会計と税務で損益を認識する時点が異なることに起因する「一時差異等」<sup>(19)</sup>を調整するもので、平成10年10月の企業会計審議会の意見書<sup>(20)</sup>に基づき、平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

例えば、企業の保有資産を時価で評価して含み損が生じる場合、時価主義による企業会計では、簿価を時価に引き下げ、評価差額を当期の損失として計上する必要があるが、税務上は、売却損が実現し、確定するまでは、損金として認められない。この場合、将来、税務上の損金として認定される時点で生じる課税軽減効果を、貸借対照表に「繰延税金資産」として資産計上し、また、損益計算書にはこれに見合う「法人税等調整額」を計上することにより、「一時差異等」が、企業の自己資本や当期純利益等の財務指標に歪みをもたらすことが回避されるのである。

平成バブル崩壊後、金融商品の時価会計、退職給付会計、販売用不動産の減損会計等の適用に際して、企業は巨額の含み損、売却損を特別損失として処理してきたが、その過程で、将来の課税軽減効果である繰延税金資産が積み上がり、それに対応する法人税等調整額が当期純利益の押し上げ要因として働いてきた。

繰延税金資産に関しての問題は、それが将来の課税所得に対する楽観的な見通しに基づいて過大に計上される場合には、期待される課税軽減効果が必ずしも実現せず、結果として資産が

毀損する可能性があることである。もちろん、繰延税金資産を計上する際には、回収可能性が認められない場合は、相当額を控除する等、厳格な会計処理が義務付けられてはいるが、例えば、日本政策投資銀行が税効果会計導入後の倒産企業を対象に行った分析によれば、金融機関だけではなく、一般の非金融法人についても、業績不振企業が繰延税金資産を利用して利益をかさ上げする傾向があることが示唆されている<sup>(21)</sup>。

「平成12年度会計基準等変更に伴う法人企業統計記入内容変更状況調査」<sup>(22)</sup>によれば、繰延税金資産から繰延税金負債を控除したネットの繰延税金資産は、平成9年度0.1兆円、10年度1.5兆円、11年度13.0兆円、12年度15.5兆円と急増している。「年報」では繰延税金資産（負債）は「その他の資産（負債）」に含まれていて、その額を特定できない。また、平成13年度以降については、繰延税金資産及び負債に関する特別の調査は行われていない。そこで、本稿では、深尾光洋・日本経済研究センター<sup>(23)</sup>に倣い、NEEDS-Financial Questの企業財務データを用いて、上記計数を平成16年度まで延長した（表2「年報」ベース）。

これによれば、ネットの繰延税金資産は、平成14年度の25.3兆円まで増加した後、平成15年度以降は減少に転じ、平成16年度には14.8兆円と平成11、12年度の水準にまで減少している。内訳をみると、特に、固定資産に関する繰延税金資産が減少し、繰延税金負債が増加している。これは、株価の回復を反映して、投資目的の金

(19) 「等」は「繰越欠損金」を指す。税効果会計では、繰越欠損金も一時差異に準じて扱われるが、これは、繰越欠損金が一定期間（現行7年間、平成13年4月1日以前に開始する事業年度に関しては5年間）を限度に将来の課税所得と相殺できるためである。

(20) 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」1998.10.30.

<[http://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918.htm](http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918.htm)>

(21) 一ノ宮士郎「税効果会計と利益操作」日本政策投資銀行設備投資研究所『経済経営研究』25巻6号、2005.3、pp.1-85.

(22) 前掲注(18)。

(23) 前掲注(13)（表1-3、p.7）。

表2 繰延税金資産・負債

(1) 「年報」ベース

(億円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
① 繰延税金資産計	1,146	17,317	142,312	194,086	270,067	295,604	234,343	219,384
繰延税金資産(流動)	563	6,325	44,414	67,384	76,915	83,316	82,582	83,241
繰延税金資産(固定)	583	10,992	97,897	126,702	193,152	212,288	151,761	136,143
② 繰延税金負債計	0	2,134	12,067	38,991	53,355	42,576	63,695	71,040
繰延税金負債(流動)	0	94	833	2,035	1,818	2,159	1,803	305
繰延税金負債(固定)	0	2,040	11,234	36,955	51,537	40,416	61,892	70,735
①-② ネット繰延税金資産	1,146	15,183	130,245	155,095	216,713	253,029	170,648	148,344

(2) FinancialQUEST ベース(金融・保険業を除く上場1,620社)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
① 繰延税金資産計	-	-	80,260	89,035	124,955	135,402	107,225	100,533
繰延税金資産(流動)	-	-	26,812	34,245	39,055	42,361	41,975	42,532
繰延税金資産(固定)	-	-	53,448	54,790	85,900	93,041	65,250	58,002
② 繰延税金負債計	-	-	6,742	22,953	28,654	21,746	34,534	39,148
繰延税金負債(流動)	-	-	17	71	11	42	25	1
繰延税金負債(固定)	-	-	6,725	22,883	28,643	21,704	34,509	39,147
①-② ネット繰延税金資産	-	-	73,518	66,082	96,301	113,656	72,691	61,385
ネット繰延税金資産増減	-	-	73,518	-7,436	30,219	17,355	-40,965	-11,306
法人税等調整額	-	-	-25,901	-24,230	-32,281	-3,429	5,528	6,779

(注)「法人税等調整額」は、繰延税金資産が増加するような場合にマイナス値(「将来減算一時差異」)で表示している。

(出典)財務省「平成12年度会計基準等変更に伴う法人企業統計記入内容変更状況調査」;NEEDS-Financial QUESTに基づき筆者試算。

融商品として固定資産に区分されている持ち合い株式の含み損が縮小し、また、含み益が生じていることを反映していると考えられる。

次に、損益計算書の当期純利益に影響を与える「法人税等調整額」をみる。

税効果会計では、「繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額」を、「当期に納付すべき法人税等の調整額」(「法人税等調整額」)として計上することとされているが、① 税効果会計の適用初年度における、過年度に発生した一時差異等に係る税効果相当額、及び、② 資産評価差額を直接資本の部に計上する場合の税効果相当額は、当期純利益に影響を与える「法人税等調整額」としては計上しない

こととされている<sup>(24)</sup>。

このため、繰延税金資産・負債から法人税等調整額を単純に推計することはできない<sup>(25)</sup>。

そこで、表2の(2)「Financial QUEST ベース」(金融・保険業を除く上場1,620社の決算集計値)でみると、平成15年度以降、ネットの繰延税金資産が減少するとともに、「法人税等調整額」がプラス(「将来加算一時差異」)に転じており、最近では税効果会計が企業会計上の当期純利益を押し下げる要因となっていることがわかる。

なお、「年報」では、平成16年度調査において、調査項目である「法人税、住民税及び事業税」から「法人税等調整額」が分離・独立して調査されており、平成16年度の「法人税等調整

(24) 前掲注(20)。

(25) 前掲注(18)「平成12年度会計基準等変更に伴う法人企業統計記入内容変更状況調査」では、繰延税金資産と繰延税金負債の差額を税効果会計の影響とみなして、「『税効果会計』が無いと仮定した場合の当期純利益」が試算されているが、この試算は必ずしも適切でないと考えられる。

額」<sup>(26)</sup> はプラス0.4兆円であった。

このように、税効果会計の影響としては、ネットの繰延税金資産は平成14年度をピークに、以後、減少傾向にあり、法人税等調整額も平成15年度以降は、当期純利益を押し下げる要因になっていることがわかる。

## II 労働分配率の検証

労働分配率は、企業が生み出した付加価値のうち人件費に配分される割合のことである。労働分配率は、バブル崩壊後、高止まりしていたが、ここ数年、景気が回復するなかで、低下している。

現在、労働分配率が注目されている背景には、第一に、企業業績が回復しても、家計所得が思うように増えず、家計の間でも所得分配が不平等化していることに対する懸念がある。第二に、労働分配率の低下は、設備投資を促進する一方で、家計消費を抑制するが、企業中心の景気回復は過剰設備の再来をもたらし、景気回復を短命に終わらせる可能性がある。第三に、デフレ下の賃金抑制は、企業のコスト切り下げ競争を激化させ、デフレの悪循環を助長する。

他方、わが国の賃金は国際的にみて高水準にあり、これ以上の賃上げが、特にアジア諸国との間で国際競争力を損なうことが懸念されるほか、わが国企業の収益力が欧米企業と比較して低いことが指摘される。

こうしたなか、平成18年の春季労使交渉では、好業績を背景に、5年ぶりに自動車、電器大手などで賃上げが復活した。

労働分配率の高低には両論があって、一概に評価を下すことは容易ではない。本章では、政府の白書類を含め、論者によって使用する労働分配率の概念定義やデータが異なることが、議論の混乱を招く一因となっていることに鑑み、わが国の労働分配率を、統計上の問題を含めて、改めて検証する。

### 1 法人企業統計による労働分配率の計測

#### (1) 「季報」による労働分配率

労働分配率の計測によく用いられるのは、速報性が高く、四半期で計数が得られる「季報」である。

本節では、「季報」を用いて労働分配率を計測している例として、内閣府『平成17年度年次経済財政報告』<sup>(27)</sup> (以下、『経済財政白書』という。)と厚生労働省『平成17年版労働経済の分析』<sup>(28)</sup> (以下、『労働経済白書』という。)を取り上げる。

両者では、労働分配率の分母である付加価値の定義が若干異なる(図9(注)2)。すなわち、付加価値の定義で、『経済白書』が「営業利益」としているところを、『労働経済白書』では「経常利益+支払利息・割引料」としている。このため、『労働経済白書』の定義では、付加価値に「受取利息」のほか、「その他の営業外損益」である有価証券の評価損益等が含まれ得ることに注意する必要がある。

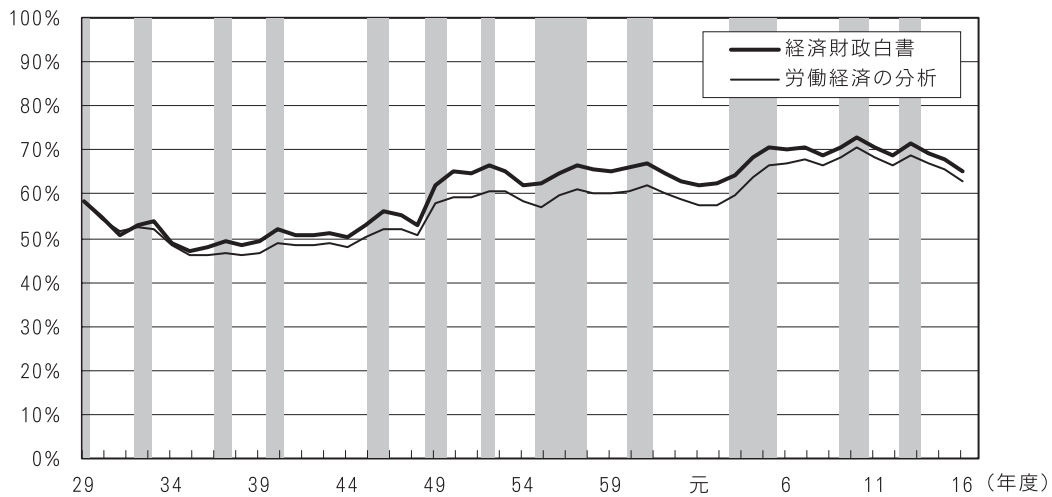
図9は、この二つの定義で計算された労働分配率を比較したものである。(両白書では四半期データを用いて労働分配率を示しているが、本稿ではおおまかな傾向を示すため、四半期データを年度値に集計したものをを用いている。)

<sup>(26)</sup> 「年報」の調査票の記入要領では、法人税等調整額として「税効果会計を適用している場合、繰延税金資産・繰延税金負債の差額を記入して下さい。」とされている。(「平成16年度法人企業統計調査 年次別調査票(A) 記入要領」p.15. <<http://www.mof.go.jp/ssc/nenpotebiki.pdf>>)

<sup>(27)</sup> 内閣府『平成17年度年次経済財政報告』(第1-1-16図) <<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-1-1-16z.html>>

<sup>(28)</sup> 厚生労働省『平成17年版労働経済の分析』(第10図) <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/05/dl/01-01a.pdf>>。なお、経済産業省『平成17年度中小企業白書』(第1-1-33図)も労働経済白書と同じ付加価値の定義を採用している。

図9 「季報」による労働分配率



(注) 1. グレーの網掛部分は景気後退期。  
 2. それぞれにおける労働分配率の定義は以下のとおり。  
 経済財政白書：労働分配率＝人件費／(人件費＋営業利益＋減価償却費)  
 労働経済白書：労働分配率＝人件費／(人件費＋経常利益＋支払利息・割引料＋減価償却費)  
 (出典) 財務省「法人企業統計季報」より作成。

図9では、両方の定義に共通して、労働分配率に次のような特徴が認められる。

- ① 長期的に上昇している。
- ② 石油ショック後(昭和49、50年度)とバブル崩壊後(平成3、4年度)の2度、大幅に上昇しているが、これを除いて、石油ショック以前、石油ショック～平成バブル期、平成バブル崩壊後の各期間内でみれば、比較的安定している。
- ③ 景気拡張期に低下して、景気後退期に上昇する傾向がある。

このうち、③の、労働分配率が景気拡張期に低下して、景気後退期に上昇する傾向は、雇用・賃金の調整が景気に遅れることが背景にある。すなわち、景気が悪化しても企業はすぐには従業員の解雇や賃下げをしないため、労働分配率は上昇する。逆に、景気が回復しても企業はしばらくの間は従業員の新規採用や賃上げには踏み切らないため、労働分配率は低下する。

したがって、図9で、平成バブル崩壊後に労働分配率が上昇し、また、平成14年度以降に労働分配率が低下しているが、それぞれ、景気後退期、景気拡張期の現象として考えれば、それ自体、ただちに異常なこととはいえない。

図9に示されるように、最近(平成16年度)の水準が、平成バブル崩壊後2度の景気拡張期のボトムを割り込んでいることを重視すれば、現状の労働分配率は、景気拡張期としても「低過ぎる」と言えるし、他方で、最近の水準が平成バブル期以前を上回っていることを重視すれば、現状の労働分配率は歴史的に「高過ぎる」とも言える。

## (2) 「年報」による労働分配率

前節では「季報」を用いた二通りの定義による労働分配率についてみたが、次に、法人企業統計の「年報」による労働分配率を取り上げる。

「年報」では、「付加価値」の計数が公表されており、これを利用して、労働分配率を「人件費／付加価値」で計算することが多い。

「年報」では「付加価値」を、「営業純益(営業利益－支払利息等)に人件費(役員給与、従業員給与、福利厚生費)、支払利息等、動産・不動産賃貸料及び租税公課を加えて算出」<sup>(29)</sup>している。前述した『経済財政白書』の定義と比べると、「年報」の定義は、「付加価値」に動産・不動産賃貸料と租税公課を含む一方で、減価償却費は含まない。(このうち、動産・不動産賃貸料と租税

公課は、「年報」でしか計数が得られない。)

以下においては、まず、同じ「年報」のデータを用いて、付加価値の定義の違いによる労働分配率の計数の違いをみる。

図10は、「年報」による労働分配率を、「人件費／付加価値」で求めた場合と、『経済財政白書』の定義、すなわち「人件費／(人件費+営業利益+減価償却費)」で求めた場合を比較したものである。

図10でみるように、「年報」の付加価値の定義を用いた方が、『経済財政白書』の定義によるものより、特に石油ショック前について、水準が高いが、石油ショック後は、両者の差はほとんどなくなっている。

これは、「年報」の「付加価値」に減価償却費が含まれないこと、及び、設備リースの利用の拡大とともに、「年報」の「付加価値」に含まれる「動産・不動産賃貸料」が増加していることによる。

次に、図9と図10で、同じ『経済財政白書』の定義による労働分配率を「季報」と「年報」

で比較すると、図10(「年報」)の方が労働分配率の水準が高く、また、石油ショック後の上昇トレンドが目立たない。

「季報」と「年報」の基本的な違いは、「季報」の調査対象が資本金1千万円以上に限られていることである。

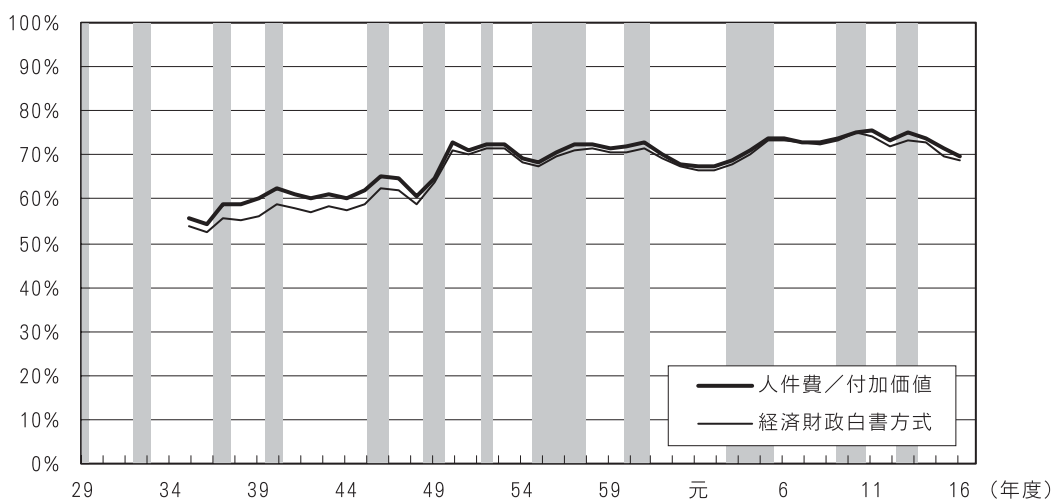
そこで、「年報」の母集団を資本金1千万円未満と1千万円以上に分けて、それぞれについての労働分配率(人件費／付加価値)をみると、資本金1千万円未満の法人の労働分配率は、同1千万円以上の法人の労働分配率より約10ポイント高い(図11)。すなわち、「年報」は、調査対象に労働分配率の高い小法人を含むため、「季報」より労働分配率が高く出ると言える。

また、図11では、全規模と資本金1千万円以上の労働分配率の差が長期的に縮小しており、最近では両者の差はほとんどなくなっている。

これは、資本金1千万円未満の法人の比重が低下していることを意味している。

いま、「年報」の母集団法人数を、資本金1千万円未満と1千万円以上に分けてみると、資

図10 「年報」による労働分配率



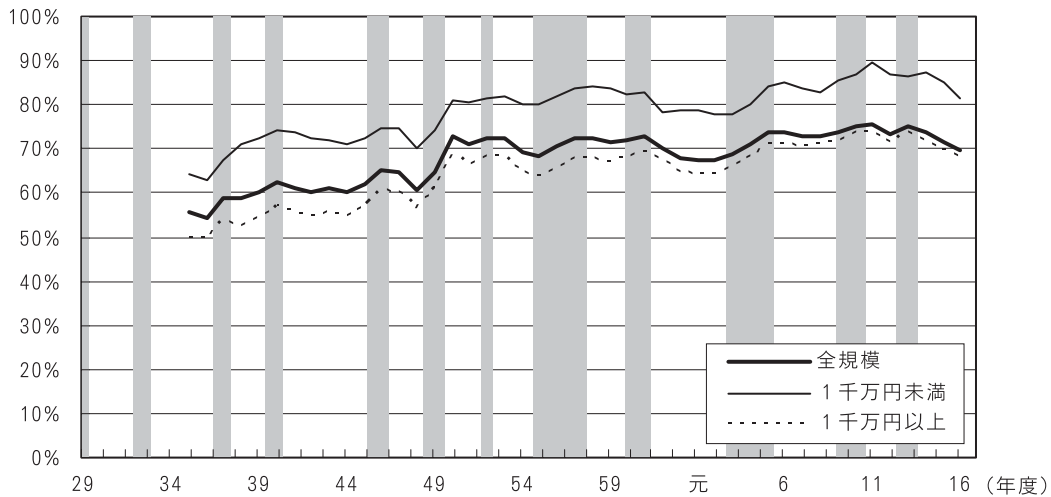
(注) 1. グレーの網掛部分は景気後退期。  
2. 付加価値=人件費+営業純益(営業利益-支払利息等)+支払利息等+動産・不動産賃貸料及び租税公課  
経済財政白書方式:労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費)

(出典) 財務省『法人企業統計年報』より作成。

(29) 「調査方法の概要」『財政金融統計月報』641号(法人企業統計年報特集(平成16年度)), 2005.9, p.4.

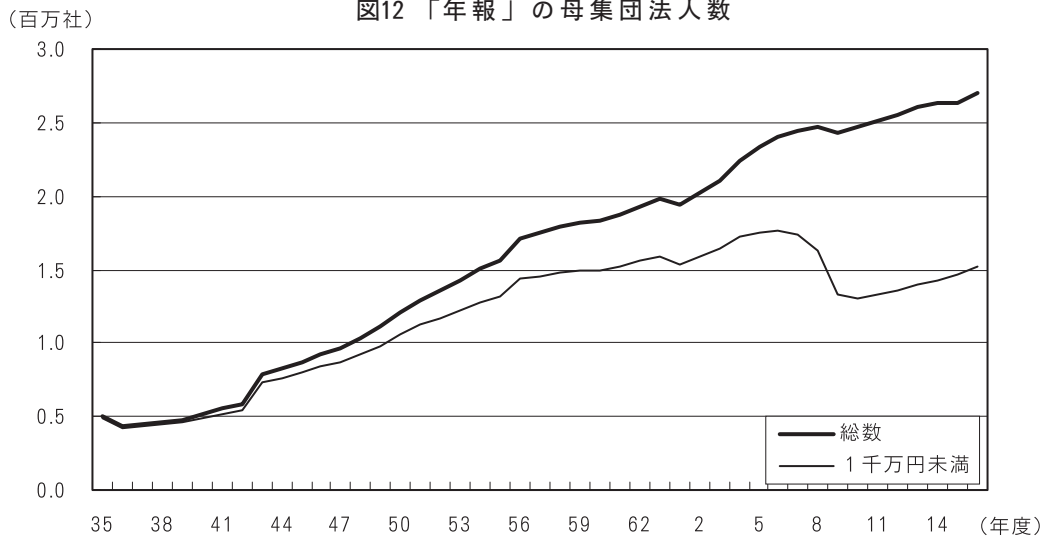
<[http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g641/641\\_00b.pdf](http://www.mof.go.jp/kankou/hyou/g641/641_00b.pdf)>

図11 「年報」による資本金規模別労働分配率（人件費／付加価値）



(出典) 図10に同じ。

図12 「年報」の母集団法人数



(出典) 財務省『法人企業統計年報』より作成。

資本金1千万円未満の法人の割合は、昭和35年度の97%から平成16年度には56%へと長期的に低下しており、特に平成9年度にかけて、資本金1千万円未満の法人が急減している(図12)。

これは、法人の資本金が、貨幣価値の変化(インフレ)に応じて長期的に増加する傾向があるためである。また、平成9年度にかけての急減は、平成2年(1990年)の商法改正による最低資本金制度の導入に対応して、それまで最低資本金(株式会社1千万円、有限会社3百万円)未満であった膨大な数の小法人が、商号を維持す

るために資本金を1千万円以上に増資したためである<sup>(30)</sup>。

この結果、かつては小数の限られた大企業しか含まれていなかった「資本金1千万円以上」に、今日では膨大な数の中小企業が含まれている。

したがって、資本金1千万円以上の営利法人を調査対象とする「季報」においては、母集団における小企業の比重が高まり、労働分配率に見かけ上の上方トレンドが生じている可能性がある<sup>(31)</sup>。(これは、「季報」「年報」を問わず、一般

(30) 拙稿「国民経済計算と一次統計—法人企業統計の研究—」『レファレンス』No.659, 2005.12, pp.4-15.



に、資本金規模別に企業データを扱う場合に注意を必要とすることである。）

他方、図12に示されているように、近年、資本金1千万円未満の法人の比重が徐々に回復していることにも注意する必要がある。この背景には、「新事業創出促進法」(平成10年法律第152号)<sup>(32)</sup>の改正により、平成15年2月1日以降、いわゆる確認会社<sup>(33)</sup>について設立後5年間は最低資本金未満でよいとする特例措置が実施されたことが挙げられる。また、平成18年5月1日には「会社法」(平成17年法律第86号)が施行され、最低資本金制度そのものが廃止された。

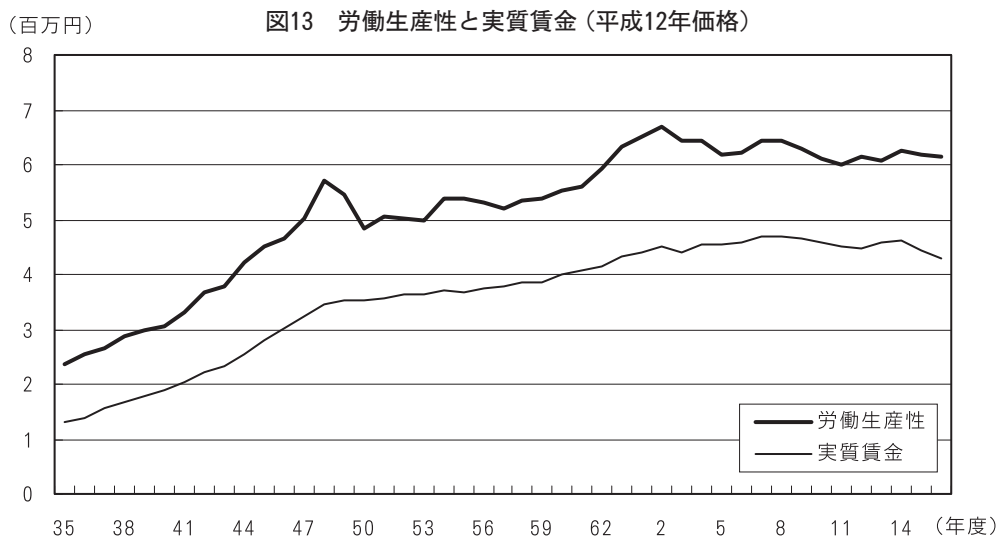
「年報」によって全規模で見れば、図10、11に示したように、石油ショック後の労働分配率は長期的にみて比較的安定しており、平成バブル崩壊後に高止まりしていた労働分配率は、そ

の後、低下し、平成16年度には長期的な平均水準に復帰しているといえることができる。

## 2 労働分配率と実質賃金・労働生産性

労働分配率は、分子である人件費を「賃金(w)×雇用者数(L)」、また、分母である付加価値を「物価(P)×実質付加価値(V)」と分解すれば、「実質賃金/労働生産性」 $((w/P)/(V/L))$ で表すことができる。

図13は、労働分配率の決定要因として、実質賃金と労働生産性のそれぞれを示したものである。ここで、実質化に用いる物価指標としては、総務省「消費者物価指数」のうちの「持ち家の帰属家賃を除く総合」を用い、雇用者数としては、「年報」の期中平均役員数と期中平均従業員数<sup>(34)</sup>の合計、実質賃金は(人件費/雇用者



(出典) 財務省『法人企業統計年報』；総務省『消費者物価指数年報』により作成。

(31) 首都大学東京脇田成教授は、「季報においては調査対象法人が小企業の部分で拡大しており、それが季報データを使って計算する労働分配率の見かけの上昇をもたらす可能性が以前より指摘されている。ところが、政府発行の白書類であっても季報を使って、分配率上昇を主張している場合もある。」として注意を促している。(脇田成「労働市場の失われた10年：労働分配率とオークン法則」『フィナンシャル・レビュー』78号、2005.8、pp.51-70)。

(32) 同法は平成17年4月13日に廃止され、根拠法令は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(いわゆる「中小企業新事業活動促進法」平成17年法律第30号)に変更された。

(33) 創業者が「事業を営んでいない個人が会社を新たに会社を設立し、事業を開始しようとする個人であって、2か月以内に開始する具体的計画を有する者」であることについて経済産業大臣の確認を受けて設立する株式会社及び有限会社。

数)／物価、労働生産性は(付加価値／雇用者数)／物価で定義している<sup>(35)</sup>。実質賃金、労働生産性とも、単位は、雇用者一人あたり年間百万円(平成12年価格)である。

図13が示すように、労働生産性は、石油ショックと平成バブルの崩壊の2度、大きくトレンドが屈折している。そして、何よりも注目されるのは、景気は平成13年度を底に、長期拡大を続け、企業の利益水準は平成バブル期に並んでいるとはいえ、労働生産性は平成16年度において615万円と、平成2年度のピーク(668万円)をなお8%下回っており、長期低迷を脱していないことである。

おわりに

早稲田大学大学院野口悠紀雄教授は、石油ショックまでを「高度成長期」、石油ショック以降80年代末までを「金メッキ時代」、90年代以降を「経済敗戦期」と名付け、日本企業の利益率(総資本営業利益率)の低下が高度成長の終焉時から長期にわたって徐々に進行してきた現象であることを指摘して、「企業の低収益こそが日本経済が抱える問題の本質である。企業収益が回復しない限り、株価も地価も顕著な上昇を示すことはない。不良債権も完全に解消することはできないだろう。また、税収が伸びず、財政

赤字は解消しない。利益率の低下は、銀行の貸し渋りやデフレによってもたらされたものではない。日本企業の構造そのものによってもたらされた問題である」と論じている<sup>(36)</sup>。

近年における企業業績の回復についても、野口教授は、別の論文で、「企業が新しいビジネスモデルを開発したことによるものではなく、後ろ向きのリストラによって人員などを削減したことによる面が強い」と評価し、経済の構造の本質は変わっていないと主張している<sup>(37)</sup>。

本稿は、前半で、経常利益の増益基調が続く一方で、巨額の特別損失が継続して発生していることにみられるように、企業の財務体質の回復がなお完全ではないことを、また、後半では、労働分配率の低下が企業収益の循環的な回復に寄与する一方で、労働生産性は平成バブル崩壊後の長期低迷をなお脱していないことを、それぞれ指摘した。

今後、欧米諸国のみならず、東アジア諸国との国際競争が激化するなかで、現在の好調を中長期的に維持していくには、単に人件費を抑制するだけでなく、新たなビジネスモデルを構築し、高付加価値化を図ることによって、労働生産性の上昇を実現する必要がある。企業が、現在の改善したキャッシュフローを将来の発展に向けて戦略的にどう活用するかが問われているといえよう。

(あらい はるひと 経済産業調査室)

(34) 法人企業統計では、臨時・パート職員については、延仕事時間数を用いて常用従業員換算し、「従業員数」に加えている。(前掲注29)

(35) 付加価値の実質化に消費者物価指数を使用することには異論があり得るが、労働分配率の実質賃金と労働生産性への分解が厳密に成立するためには、すべてを共通の物価指標で実質化する必要がある。

(36) 野口悠紀雄『日本経済改造論』東洋経済新報社、2005、p.118.

(37) 野口悠紀雄『『1940年体制』はまだ終わっていない』『エコノミスト』83巻71号、2005.12.27、pp.86-88.